

平成 27 年 2 月 9 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	平成27年度日本学術会議庁舎廃棄物処理業務
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成27年2月18日(水) 正午 (郵送の場合は2月17日(火)18:00)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、西田
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 平成 27 年度日本学術会議庁舎廃棄物処理業務
- 2 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 履 行 場 所 東京都港区六本木 7-22-34
日本学術会議庁舎内において、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指定する場所
- 4 資 格 業 者 廃棄物運搬業者は以下の許可証を提出すること
一般廃棄物収集運搬業許可証（港区）
産業廃棄物収集運搬業許可証（東京都）
廃棄物処理業者は以下の許可証を提出すること
産業廃棄物処分業許可証（東京都）
なお、許可期間の更新を行った場合は、速やかに最新の許可証を提出すること
- 5 対象廃棄物及び排出予定数量等
 - (1) 産業廃棄物
 - ① 種 類 ガラスくず、金属くず、発砲スチロール、陶磁器くず、廃プラスチック類等
 - ② 排出予定数量 244kg/月
 - ③ 換 算 45ℓ ゴミ袋 = 6.75kg
90ℓ ゴミ袋 = 13.5kg
 - (2) 一般廃棄物
 - ① 種 類 再利用不可能な紙屑、生ゴミ
 - ② 排出予定数量 65kg/月
 - ③ 換 算 生ゴミ等 45ℓ ゴミ袋 = 15kg
再利用不可能な紙屑 90ℓ ゴミ袋 = 20kg
 - (3) リサイクル紙
 - ① 種 類 新聞、雑誌、上質紙等
 - ② 排出予定数量 878kg/月
 - ③ 換 算 新聞 高さ 20cm = 10kg
雑誌 高さ 20cm = 10kg
PPC 高さ 20cm = 15kg

段ボール 10枚 = 5kg

(4) その他

排出予定数は、監督職員等の都合により増減することができる。

6 業務内容

監督職員等が指定する場所に排出された廃棄物について、定期的に収集し、処分先へ運搬、搬入すること。また、廃棄物は、分別状況を確認し、未分別廃棄物の分別を行うとともに、廃棄物を積極的に再利用に供するよう努めることとする。なお、再利用のできない廃棄物については、適法な処分を行うこと。

(1) 収集

ア 収集日は、毎週火曜日、木曜日、土曜日とする。ただし、産業廃棄物については毎週土曜日とする。

収集日が年末年始（12/29～1/3）及び祝日に当たる場合は、一般廃棄物及びリサイクル紙については収集しないこととし、産業廃棄物については前日までに収集することとする。

イ 収集時間は、午前7時00分～8時30分の間とする。

ウ 一時に多量の廃棄物を排出した場合、又は通常収集以外に廃棄物の排出が発生した場合は、監督職員等の指示に従い速やかに収集すること。

(2) 処分先

処分先は、東京処理施設及び民間処理施設等とし、請負者は、処分先が確定した場合は、処理施設名等を監督職員等に通知すること。

(3) 衛生保持等

請負者は、日本学術会議事務局の業務に支障を生じないように努めるとともに、衛生及び環境の保全、かつ、迅速な作業に努めること。

(4) 報告等

ア 請負者は、作業一覧を監督職員等に提出し、作業従事者の身元及び風紀・衛生・規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

イ 請負者は、収集・運搬した廃棄物の廃棄量を、収集毎に回収記録票を作成して提出するものとする。また、月毎に月間排出記録票を作成して監督職員等に報告すること。

(5) その他

ア 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担

により原状に復すること。

イ 作業中に生じた事故等については、請負者において対処すること。

ウ 本仕様書は、仕様大要を示すものであることから、ここに記載されていないものでも付帯的に実施しなければならないものについては、これを施工するものとする。

エ 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。詳細については、監督職員等の指示に従うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。